石広水監告示第３号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１項，第２項及び第４項の規定に基づき監査を行ったので，同条第９項の規定により，その結果を次のとおり告示する。

令和４年５月２６日

石巻地方広域水道企業団
監査委員　堀　内　賢　市

石巻地方広域水道企業団
監査委員　丹　野　　清

記

１	監査の対象課等	石巻地方広域水道企業団　建設課
２	監　査　期　間	令和４年４月６日～令和４年５月２６日
３	監査の対象範囲	令和２年度及び令和３年度の経営に係る事務事業の執行
４	監　査　場　所	石巻地方広域水道企業団監査委員事務局及び建設課
５	監 査 の 結 果	今回の監査は，令和２年度及び令和３年度の経営に係る事務事業の執行について，提出された関係書類・証書類に基づき事務処理状況を試査したところ，適正と認めた。